

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

特に記載すべき項目はない。

2. 重要な会計方針

(1) 会計の基準 社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日付 厚生労働省令第79号）による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品等有形固定資産一定額法 貸借対照表へは間接法による累計額で表示。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－長野県民間社会福祉従事者退職共済への掛金相当額を引当金として計上。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度と、長野県民間社会福祉従事者退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりである。

(1) 法人全体の計算書類（第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 小市保育園拠点区分（第1号第4様式、第2号第4様式）

(3) 小市保育園拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部サービス区分 イ 小市保育園サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	129,516,452	0	5,268,121	124,248,331
建物附属設備（基本）	9,333,727	0	843,430	8,490,297
定期預金（基本）	2,009,106	0	0	2,009,106
合 計	140,859,285	0	6,111,551	134,747,734

当期減少額は、減価償却費による計上額である。

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

8. 担保に供している資産

設備整備等借入金はなく、担保に供している資産もない。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物（基本）	176,875,435	52,627,104	124,248,331
建物附属設備（基本）	11,934,300	3,444,003	8,490,297
小計	188,809,735	56,071,107	132,738,628
その他の固定資産			
構築物	1,347,741	458,400	889,341
車輛運搬具	1,355,000	1,354,999	1
器具及び備品	19,983,843	16,200,720	3,783,123
小計	22,686,584	18,014,119	4,672,465
合計	211,496,319	74,085,226	137,411,093

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

事業未収金は、補助事業収入における市単補助金であり、引当金の対象とはしていない。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。